

## 簡易株式交換公告

平成 17 年 11 月 15 日  
東京都中央区日本橋室町二丁目 3 番 14 号  
東京製綱株式会社  
取締役社長 田中重人

株主各位

当社は平成 17 年 11 月 15 日開催の取締役会において平成 18 年 1 月 20 日を株式交換の日として、東京製綱スチールコード株式会社（本店所在地 岩手県北上市北工業団地 7 番 1 号）を当社の完全子会社とする株式交換をすることを決議いたしました。

この株式交換は、商法第 358 条第 4 項に基づき商法第 353 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに行ないますので、この株式交換に反対の株主は、本公告掲載の翌日から平成 17 年 11 月 30 日までに書面によりその旨をお申し出ください。

以上

## 公告の中断についての追加公告

### 1．公告中断日時

平成 17 年 11 月 16 日

午前 0 時 0 0 分から午前 9 時 2 5 分まで

### 2．公告中断事由

公告掲載時間において、公告コンテンツ誤掲載のため公告の中断が生じました。